

議案第 79 号

岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少
及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって岡山県市町村総合事務組合から岡山県中部環境施設組合が脱退することを承認するとともに、岡山県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

総社市長 片 岡 聰 一

提案理由

令和 8 年 3 月 31 日をもって岡山県中部環境施設組合が解散することに伴い、当該組合が脱退することを承認するとともに、当該組合の脱退及び備南競艇事業組合の名称の変更に伴い、規約を変更する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合規約（平成17年岡山県指令市第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中 「岡山県市町村税整理組合 岡山県中部環境施設組合」を「岡山県市町村税整理組合」に、
「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「，岡山県中部環境施設組合」を削り、同表第3条第2号及び第3号に関する事務の項中「，岡山県中部環境施設組合」を削り、「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改め、同表第3条第4号に関する事務の項中「，岡山県中部環境施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1並びに別表第2第3条第2号及び第3号に関する事務の項中「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改める改正規定は、令和7年4月1日から適用する。